

菊川市地域おこし協力隊実施要綱

制定 令和3年3月31日告示第80号

改正 令和7年3月31日告示第79号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少、高齢化等の進行に対応するため、地域外の人材を積極的に誘致及び居住をさせ、地域力の維持及び強化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）の実践を通じて地域の維持及び活性化を図るため、総務省が定めた地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき実施する菊川市地域おこし協力隊事業について、必要な事項を定める。

(菊川市地域おこし協力隊員)

第2条 菊川市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏等（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市の地域をいう。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する対象地域又は指定地域を除く。）に生活の拠点を置く住民で、委嘱の日以降、菊川市に住所を移す者
- (2) 心身が健康かつ地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (4) 普通自動車運転免許を有している者

(地域協力活動)

第3条 隊員は、地域協力活動として、次に掲げる活動を行う。

- (1) 観光資源、特産品その他の地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (2) 農林業等の地域の産業振興に係る支援に関する活動
- (3) 地域づくりに関する活動
- (4) 菊川市への移住及び定住に係る事業の協力に関する活動
- (5) 菊川市の魅力発信に関する活動
- (6) 地域の課題の解決を図る活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(委嘱)

第4条 市長は、隊員として委嘱する者に委嘱状及び菊川市地域おこし協力隊身分証明書（様式第1号。以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 隊員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、年度の途中で委嘱された者の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1年を超えない範囲で、通算して3年を限度に委嘱期間を更新することができる。

(遵守事項)

第5条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 委嘱期間中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示すること。
- (4) 身分証明書は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (5) 身分証明書を紛失し、損傷し、又は記載事項の変更が生じた場合は、直ちに市長に報告すること。
- (6) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (7) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に報告すること。

(解嘱)

第6条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 辞任の申し出があったとき。
- (2) 菊川市から転出したとき。
- (3) 地域協力活動を怠ったとき。
- (4) 地域協力活動に必要な適性を欠くとき。
- (5) 心身の故障のため、地域協力活動の遂行が困難になったとき。
- (6) 隊員としてふさわしくないと市長が判断したとき。

(辞任)

第7条 隊員は、その職を辞任しようとするときは、菊川市地域おこし協力隊隊員辞任申請書（様式第2号）を提出し、市長の承認を得るものとする。

(報償費)

第8条 隊員は、地域協力活動の対価として、報償費の支給を受けるものとする。

(活動経費)

第9条 市長は、隊員の活動経費について、予算の範囲内で支給及び負担する。

(秘密の保持)

第10条 隊員は、地域協力活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の役割)

第11条 市は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 隊員の年間事業計画の作成
- (2) 隊員の住居の確保
- (3) 関係団体との調整及び住民への周知
- (4) 地域協力活動終了後の定住支援
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、地域おこし協力隊の円滑な活動に関すること

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(菊川市地域おこし協力隊設置要綱の廃止)
- 2 菊川市地域おこし協力隊設置要綱（平成30年菊川市告示第70号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際、現に前項の規定による廃止前の菊川市地域おこし協力隊設置要綱（以下「旧要綱」という。）第5条の規定により委嘱された隊員であって、この告示の第4条の規定により引き続き委嘱される者の委嘱期間の限度は、旧要綱第6条の規定による当該隊員の委嘱期間の限度の残存期間と同一の期間とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（表）

菊川市地域おこし協力隊身分証明書	
第 号 写 真 縦3cm、横2.5cm 正面、脱帽にて3か月以内に撮影したもの	氏 名 生年月日 上記の者は菊川市地域おこし協力隊実施要綱第1条に規定する地域おこし協力隊の隊員であることを証明する。
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	
菊川市長 氏 名 印	

（裏）

注意事項
1 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。 2 委嘱期間中は、常に所在を明らかにしておくこと。 3 活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示すること。 4 身分証明書は、他人に譲渡又は貸与しないこと。 5 身分証明書を紛失し、損傷し、又は記載事項の変更が生じた場合は、直ちに市長に報告すること。 6 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。 7 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に報告すること。

※身分証明書の大きさは、縦5.5cm、横9.1cmとする。

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市地域おこし協力隊隊員辞任申請書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

氏名 印

次の理由により、菊川市地域おこし協力隊の隊員を辞任したいので、菊川市地域おこし協力隊実施要綱第7条の規定により申請します。

- 1 辞任希望日 年 月 日
- 2 辞任理由